

筑西市通話録音装置の管理及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和8年8月25日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市通話録音装置の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の職員（以下「職員」という。）の業務の適正な執行を図るとともに、市民サービスの向上、職員への不当な圧力の排除等を目的として筑西市役所本庁舎に設置する通話録音装置並びに録音データ及び複製データの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機による通話の音声を電磁的記録媒体（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により作成された情報を記録する媒体をいう。以下同じ。）に記録する装置をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により録音され、当該装置に内蔵されている電磁的記録媒体に記録された音声情報をいう。
- (3) 複製データ 通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体に記録されている録音データを他の電磁的記録媒体に複製した音声情報をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 市長は、通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、公共施設管理所管課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の適正な運用を図るため、必要があると認めるときは、通話録音装置取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くことができる。

(運用の公表等)

第4条 管理責任者は、通話録音装置の利用目的、運用方法等について、本市のホームページにおいて公表するものとする。

- 2 管理責任者は、通話録音装置により通話を録音する場合は、通話の相手方に録音の事実を告知

する措置を講じるものとする。ただし、災害時その他緊急を要すると管理責任者が認める場合は、この限りでない。

(通話録音装置の仕様)

第5条 通話録音装置は、通話の開始とともに自動で通話の録音を開始する。

(録音データの保存及び管理)

第6条 録音データの保存期間は、録音した日の翌日から起算して14日間とする。ただし、通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体の容量に達した場合は、この限りでない。

2 録音データは、加工してはならない。

(聴取の制限)

第7条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、録音データ又は複製データを職員に聴取させることができる。

(1) 苦情、紛争等の事実関係を確認する必要があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理責任者が必要があると認めるとき。

(複製データ)

第8条 複製データは、作成してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があったときその他管理責任者が業務遂行上必要と認めるときは、複製データを作成することができる。

2 複製データは加工してはならない。

3 複製データは、その目的が達成されたこと等により保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第9条 録音データ及び複製データは、第1条に定める目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、法に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(保有個人情報の安全管理措置)

第10条 管理責任者及び取扱責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、通話録音装置の管理及び運用に関し、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、この要綱の規定を順守し、通話録音装置の適正な運用に努めなければならない。

(苦情の処理)

第12条 管理責任者は、通話録音装置の管理及び運用に関する苦情があったときは、速やかかつ適切に対応するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。